

7 申 込 資 格

(1) 一般世帯の資格

県営住宅に申し込まれる方は、次の①～⑥のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ① 申込者が成人であること。
- ② 現に同居又は同居しようとする親族がいること。
 - ※1 原則として、夫婦（婚約者、内縁関係にある方〔住民票・保険証で確認できる方〕及びパートナーシップ関係にある方を含む。）又は親子を主体とした家族であること。
 - ※2 家族を不自然に分割したり、統合して申し込むことはできません。
(注) 原則として、夫婦（内縁関係にある方及びパートナーシップ関係にある方を含む。）を分離しての申込みはできません。
 - ※3 特別な事情がある場合は、各受付機関にご相談ください。

③ 世帯の収入（月収額）が158,000円以下であること。

(注) この月収額は10ページの月収額の計算方法により算出した公営住宅法施行令に定める収入額で、一般に言われる「月々いくら」とか「手取り」などは異なります。

★ 裁量階層における入居者資格の緩和

次に掲げる世帯（これらの世帯は、一般世帯との混同を避けるため「裁量階層」と呼ばれています。）については、特に居住の安定を図る必要があると考えられるため、入居収入基準（月収額）は一般世帯より高い**214,000円**までとなります。

(各年齢については、入居可能日を基準日とする。)

裁 量 階 層 の 世 帯	提出する書類(写し)
身体障害者世帯	入居者又は同居者に、身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が 1～4級 の方がいる世帯
精神障害者世帯 知的障害者世帯	入居者又は同居者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する 1級又は2級 の精神障害者の方がいる世帯又は同程度と認められる知的障害者の方(最重度A、重度A、中度B)がいる世帯
高齢者世帯	入居者が 60歳以上 の方であり、かつ、同居し又は同居しようとする親族のいずれかが 60歳以上 の方又は 18歳未満 の方である世帯。(単身で60歳以上の方も該当します。)
未就学児世帯	同居者に 小学校就学の始期に達するまで の方がいる世帯
戦傷病者世帯	入居者又は同居者に戦傷病者手帳の交付を受け手帳に記載されている障害の程度が恩給法の 特別項症 から 第6項症 の方又は 第1款症 の方がいる世帯
原子爆弾被爆者世帯	入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受けている方がいる世帯
引揚者世帯	入居者又は同居者に、海外から引き揚げて 5年を経過していない 方がいる世帯
ハンセン病療養所入所者等世帯	入居者又は同居者に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定する方がいる世帯

④ 現在、住宅に困っていること。

- ※ 原則として、次の方は申込みすることはできません。
 - (ア) 持ち家のある方（同居しようとする親族に持ち家がある方がいる場合も含む。）。ただし、持ち家を売却予定、競売予定若しくは除去予定の場合、又は土砂災害特別警戒区域指定前から区域内に持ち家がある場合は、申込みできる場合がありますので、ご相談下さい。
 - (イ) 公営住宅（県市町村営住宅）等の使用名義人。特別な事情がある場合は、各受付機関にご相談ください。

⑤ 申込者又は同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

⑥ 申込者又は同居親族に県営住宅の未納家賃、駐車場の使用料の滞納又は県営住宅、駐車場に係る損害賠償金がないこと。

(2) 単身者の資格

単身で申込みができる方は、前ページの(1)一般世帯の資格の②を除いた各項にあてはまる方で、**戸籍上配偶者がいない方(DV被害者を除く)**です。さらに、次の表のいずれかの事項にあてはまる必要があります。ただし、

- 同居親族がありながら、不自然に親族と別居して単身で申し込むことはできません。
- 呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市に所在する県営住宅は、次の表の事項にあてはまらない方でも単身で申し込むことができます。(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域等、政令附則第7項に規定する地域を持つ市町)
- ※ 日常生活において、**常時介護を必要とされる方でも、必要な介護体制が整い、日常生活に支障がない方は、申込みができます。**ただし、県営住宅に入居した場合において、必要な介護体制が整わないなど、日常生活に支障がでると認められる場合は、申込みをお断りすることがあります。(各年齢については、入居可能日を基準日とする。)

単 身 者 の 資 格		提出する書類(写し)
①60歳以上の方	60歳以上の方	
②身体障害者	身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が 1～4級 の方	身体障害者手帳
③精神的障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する 1～3級 の精神障害者の方又は同程度と認められる知的障害者の方	精神障害者保健福祉手帳 療 育 手 帳
④戦 傷 病 者	戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が恩給法の 特別項症 から 第6項症 の方又は 第1款症 の方	戦 傷 病 者 手 帳
⑤原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受けている方	医 療 特 別 手 当 証 書 特 別 手 当 証 書
⑥生活保護受給者 中国残留邦人等	現在、生活保護を受けている方、又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項等に規定する支援給付を受けている方	生 活 保 護 受 給 証 明 書 支 援 給 付 受 給 証 明 書
⑦引 揚 者	海外から引き揚げて 5年を経過していない 方	引 揚 証 明 書
⑧ハンセン病療養所入所者等	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定する方	ハンセン病療養所入所者等であることの証明
⑨D V 被 害 者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者（同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。） で、 イ、ロ又はハのいずれかに該当する方 イ 同法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判官がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方 ハ 女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている方	女性相談支援センター等の証明書 裁 判 所 の 保 護 命 令 書